

財務大臣 麻生 太郎 様  
国際協力銀行 代表取締役総裁 近藤 章 様

## インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画に対する 融資契約の破棄と新たな環境許認可の有効性に関する徹底的な精査を求める要請書

国際環境 NGO FoE Japan  
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)  
気候ネットワーク

私たちはこれまで、「インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画」(2号機。1,000メガワット)の地元コミュニティへの環境社会影響、および、違法性に係る高いリスクについて、関連する銀行団に繰り返し伝えてきました。とりわけ、日本政府、および、国際協力銀行(JBIC)に対しては、2016年12月に地元コミュニティが地元政府を行政裁判所に提訴した件で、環境許認可の取消が司法判断によって確定した場合には、「相手国の法令や基準等の遵守」、および、「相手国政府等の環境許認可証明書の提出」を要件とする『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』(以下、JBICガイドライン)にチレボン拡張計画が違反することが明確になる旨、注意喚起してきました。

貴省、および、貴行もすでにご存知のとおり、現在、西ジャワ州政府の控訴取下げ申請を受け、ジャカルタ高等行政裁判所が2017年8月16日に控訴審の取り止めを決定しました。つまり、チレボン県空間計画の不遵守を理由に、2016年5月11日付発行のチレボン拡張計画に対する環境許認可の無効を宣言したバンドゥン地方行政裁判所の判決が正に確定したことになります。

したがって、この同拡張計画の明確かつ致命的なJBICガイドライン違反から、私たちは、JBICがいかなる融資の貸付も行なうことなく、2017年4月18日に締結したチレボン拡張計画への融資契約を早急に破棄するよう強く要請します。このような違法な事業に継続的にコミットすることは、日本政府、および、JBICの評判を損ねることになります。JBICがチレボン拡張計画への融資契約を破棄することで、JBIC自身のガイドライン遵守を堅持する姿勢を広く示すことが強く求められています。

また、私たちは、JBICが2017年8月14日から環境アセスメント(EIA)報告書の補遺版とともにJBICのウェブサイトで公開を始めた2017年7月17日付発行のチレボン拡張計画に対する別の環境許認可についてもJBICに警告を發します。私たちが理解している限り、同計画に対する別の環境許認可は、2016年5月11日付発行の元の環境許認可の改訂、もしくは、変更を事業者が申請したために出されてきたものです。

しかしながら、上述したように、元の環境許認可は2017年4月19日付の地方行政裁判所の判決に基づき無効であることから、それを改訂、もしくは、変更するいかなるプロセスも進めることはできません。インドネシアの法令や規則には、無効となった環境許認可を改訂、もしくは、変更するため

の手続きは一切規定されていません。環境許認可の改訂に係る現行の関連条項は、依然有効な許認可のみに適用されるものです。チレボン拡張計画の事業者は、『環境許認可に関する 2012 年政令第 27 号』や『環境アセスメント住民参加及び環境許認可に関する 2012 年環境大臣規則第 17 号』などによる必要な手続きに則り、適切な住民協議を新たに行なった上で策定された新規の EIA を提出し、新規の環境許認可を申請することが必要です。

したがって、JBIC が EIA 補遺版や別の環境許認可の内容の精査をするのではなく、まずは、2017 年 7 月 17 日付発行の別の環境許認可の有効性について、慎重かつ徹底的な確認を行なうよう提言します。また、事業者が別の環境許認可をもって建設作業を進めるとしても、別の環境許認可がさまざまな法的論争<sup>1</sup>を伴うものであり、再び司法判断によって取り消される可能性が高いことについて、JBIC は十分に認識すべきです。

裁判所の判決が言い渡される一日前の 4 月 18 日に、JBIC がチレボン拡張計画に対する融資契約の締結を決定したこと、また、結果として、その決定が違法な環境許認可に基づきなされたことは忘れられるべきではありません。私たちは、JBIC が合法性に疑問のある別の環境許認可をもってチレボン拡張計画に対する融資の貸付を行なわないよう、また、JBIC ガイドラインを違反する可能性を回避できるよう、日本政府、および、JBIC が地元コミュニティや私たち市民社会の注意喚起にしっかりと留意することを再度要請します。

Cc: 独立行政法人 日本貿易保険 理事長 板東 一彦 様

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan (担当: 波多江秀枝)

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986

---

<sup>1</sup> 『空間計画法に関する 2007 年法律第 26 号』に矛盾する内容を有する『空間計画に関する 2008 年政令第 26 号の改定に関する 2017 年政令第 13 号』の司法審査の可能性も含まれる。実際、チレボン拡張計画は、依然として、『空間計画法に関する 2007 年法律第 26 号』に則り、戦略的環境アセスメントの修正も伴う、『チレボン県空間計画 (2011～2031 年のチレボン県空間計画に関する 2011 年条例第 17 号)』の修正が必要である。